

## 熱と電気の有効利用促進事業実施要綱

(制定) 令和4年5月26日付4環地地第40号  
(改正) 令和4年6月13日付4環地地第102号  
(改正) 令和4年8月8日付4環気家第38号  
(改正) 令和5年1月11日付4環気家第183号

### 第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、家庭部門の熱と電気の利用について、有効利用を促進するために行う「熱と電気の有効利用促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

### 第2 本事業の概要

- 1 都は、東京都内（以下「都内」という。）の住宅に太陽熱利用システム又は地中熱利用システムを設置する者に対し、当該システムの設置に必要な経費の一部を助成する。
- 2 都は、都内の住宅に太陽熱利用システム又は地中熱利用システムを既に設置している者に対し、これらのシステムに使用している機器の更新に必要な経費の一部を助成する。
- 3 都は、都内の住宅にエコキュート等の設置と併せて太陽光発電システムを設置する者又は既にエコキュート等が設置されている都内の住宅に太陽光発電システムを設置する者に対し、当該システムの設置に必要な経費の一部を助成する。

### 第3 用語

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）をいう。
- 2 住戸 戸建住宅及び集合住宅における、各住居一戸のことをいう。
- 3 太陽熱利用システム 太陽熱を集熱器に集めて給湯、空調又は給湯及び空調に利用するシステムをいう。  
なお、空調には輻射式の暖房を含む。
- 4 地中熱利用システム 地中の熱を熱源として給湯、空調又は給湯及び空調に利用するシステムをいう。  
なお、空調には輻射式の暖房を含む。
- 5 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナ（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。

- 6 エコキュート等 ヒートポンプを利用した給湯器で、電気ヒートポンプ給湯器（以下「エコキュート」という。）又はヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器（以下「ハイブリッド給湯器」という。）をいう。
- 7 管理組合 建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第 25 条第 1 項の管理者又は同法第 47 条第 2 項の管理組合法人をいう。
- 8 リース等 契約の名称にかかわらず、貸主が設備を代わりに購入して借主に使用させ、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払うものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。
- 9 陸屋根 傾きのほとんどない、平面状の屋根をいう。

#### 第 4 本事業の具体的な内容

##### 1 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の（１）、（２）又は（３）のいずれかに該当するものであって、別に定める要件を満たすものとする。ただし、国及び地方公共団体を除く。

- （１） ２に規定する、助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）のうち太陽熱利用システム、地中熱利用システム又は太陽光発電システムを設置する、これらのシステムの所有者又は管理組合
- （２） 助成対象設備のうち太陽熱利用システム又は地中熱利用システムを既に設置している住宅の所有者又は管理組合であって、これらのシステムのうち 2（３）又は 2（４）で規定する機器を更新する者
- （３） 助成対象設備のうち、太陽熱利用システム、地中熱利用システム又は太陽光発電システムを所有し、これらのシステムをリース等により個人に対して貸与する者（当該システムを貸与され使用している者と共同で助成金の交付に係る申請を行うものに限る。）

##### 2 助成対象設備

助成対象設備は、設備の種別ごとに定める次の全ての要件を満たすものとする。

- （１） 太陽熱利用システム
  - 一 未使用品であること。
  - 二 都内の住宅に新規に設置されたものであること。
  - 三 集熱器が日本産業規格の JIS A 4112 に規定する基準相当の性能を持ち、液体集熱式（強制循環式に限る。）又は空気集熱式によるものであること。
- （２） 地中熱利用システム
  - 一 未使用品であること。
  - 二 都内の住宅に新規に設置されたものであること。
  - 三 クローズドループ型で地中に埋設した地中熱交換器を使用し、暖房時エネルギー消費効率（定格 COP 値）が 3.7 以上であること。
- （３） 太陽熱利用システムに係る補助熱源のための機器

- 一 未使用品であること。
  - 二 都内の住宅に（１）三に規定する太陽熱利用システムを設置していること。
  - 三 当該システムを継続して利用するために、更新するものであること。
- (4) 地中熱利用システムに係る地中に埋設された地中熱交換機を除く機器（ヒートポンプ等）
- 一 未使用品であること。
  - 二 都内の住宅に（２）三に規定する地中熱利用システムを設置していること。
  - 三 当該システムを継続して利用するために、更新するものであること。
- (5) 太陽光発電システム
- 一 未使用品であること。
  - 二 次のいずれかの要件を満たす都内の住宅に新規に設置されたものであること。
    - ア 東京ゼロエミ住宅指針（制定 令和元年7月4日付31環地環第104号）における仕様規定（以下「東京ゼロエミ住宅仕様規定」という。）の基準を満たすエコキュートが当該太陽光発電システムと併せて導入される住宅
    - イ 省エネ型製品情報サイト（経済産業省資源エネルギー庁）に掲載されているエコキュートを、令和4年9月30日までに契約又は設置済の住宅
    - ウ 東京ゼロエミ住宅仕様規定の基準を満たすハイブリッド給湯器が当該太陽光発電システムと併せて導入される住宅又は既に当該ハイブリッド給湯器が設置されている住宅
  - 三 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）が定めるJETPvM認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（I E C）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。
- 四 当該太陽光発電システムにより供給される電気を、当該太陽光発電システムを設置する助成対象住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること。
- 五 太陽光発電システムの発電出力（kWを単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議（I E C）の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。以下同じ。）が50kW未満であること。

### 3 助成対象経費

本事業の助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

#### (1) 太陽熱利用システム

- 一 助成対象設備の設置に係る機器費及び工事費
- 二 既に設置されている太陽熱利用システムのうち、補助熱源のための機器を更新する場合の機器費及び工事費

#### (2) 地中熱利用システム

- 一 助成対象設備の設置に係る機器費及び工事費

二 既に設置されている地中熱利用システムのうち、機器（地中に埋設された地中熱交換器を除く。）を更新する場合の機器費及び工事費

(3) 太陽光発電システム

一 助成対象設備の設置に係る機器費及び工事費

二 架台の設置に伴う防水工事に係る材料費及び工事費（既存集合住宅の陸屋根への施工に限る。以下「防水工事経費」という。）

4 助成金額

本事業の助成金の交付額は、助成対象設備の種別ごとに次のとおりとする。ただし、助成対象設備の設置に係る機器費又は材料費、及び工事費について国及び他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあっては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付するものとする。

(1) 太陽熱利用システム

太陽熱利用設備を設置する場合の交付額は、助成対象経費の2分の1以内であって、1住戸当たりの上限額は次の各号のいずれか小さい額とする。

一 1住戸当たり 550,000 円

二 太陽熱利用システムに係る集熱器の面積（㎡を単位とし、小数点以下第3位を四捨五入したものとする。）に1㎡当たり 100,000 円を乗じた額

(2) 地中熱利用システム

本事業の助成金の交付額は、助成対象経費の5分の3以内であって、地中熱利用システム1台当たり 1,800,000 円を上限額とする。ただし、戸建住宅においては、設置台数の上限を1住戸当たり1台とする。

(3) 太陽熱利用システムに係る補助熱源のための機器

太陽熱利用システムに係る補助熱源のための機器を更新する場合の交付額は、助成対象経費の2分の1であって、1台当たり 100,000 円を上限とする。

(4) 地中熱利用システムに係る機器（地中に埋設された地中熱交換機を除く。）

地中熱利用システムに係る機器（地中に埋設された地中熱交換機を除く。）を更新する場合の交付額は、助成対象経費の2分の1であって、1台当たり 275,000 円を上限とする。

(5) 太陽光発電システム

ア 新築単価（住宅建築と同時に設置する場合の助成金額の単価をいう。）

(ア) 太陽光発電システムの発電出力が3.6kW以下の場合

次の a 又は b のいずれか小さい額とする。ただし、太陽光発電システムの助成対象経費の合計金額を上限とする。

a 1棟当たり360,000円（太陽光発電システムの発電電力を各住戸が戸別の契約により受電する場合は、受電する1住戸当たり360,000円）

b 太陽光発電システムの発電出力に120,000円を乗じて得た額

(イ) 太陽光発電システムの発電出力が3.6kWを超える場合

太陽光発電システムの発電出力に 100,000 円を乗じて得た額。ただし、太陽光発電シ

テムの助成対象経費の合計金額を上限とする。

イ 既存単価（住宅建築後に設置する場合の助成金額の単価をいう。）

（ア）太陽光発電システムの発電出力が3.75kW以下の場合

次の a 又は b のいずれか小さい額とする。ただし、太陽光発電システムの助成対象経費の合計金額を上限とする。

a 1棟当たり450,000円（太陽光発電システムの発電電力を各住戸が戸別の契約により受電する場合は、受電する1住戸当たり450,000円）

b 太陽光発電システムの発電出力に150,000円を乗じて得た額

（イ）太陽光発電システムの発電出力が3.75kWを超える場合

太陽光発電システムの発電出力に120,000円を乗じて得た額。ただし、太陽光発電システムの助成対象経費の合計金額を上限とする。

ウ 架台設置経費

陸屋根の集合住宅に太陽光発電システムの設置に伴い架台を設置する場合において、ア又はイで定める単価に加えて交付するものとし、太陽光発電システムの発電出力に200,000円を乗じて得た額

エ 防水工事経費

イで定める既存単価に加えて交付するものとし、太陽光発電システムの発電出力に180,000円を乗じて得た額

## 第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1による出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

## 第6 本事業の実施期間

- 1 第4による助成金の交付申請の募集は、令和4年度から令和6年度まで行う。
- 2 第4による助成金の交付は、令和4年度から令和7年度まで行う。

## 第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和4年5月26日付4環地地第40号）

この要綱は、令和4年5月26日から施行する。

附 則（令和4年6月13日付4環地地第102号）

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

附 則（令和4年8月8日付4環気家第38号）

この要綱は、令和4年8月8日から施行する。

附 則（令和5年1月11日付4環気家第183号）

- 1 この要綱は、令和5年1月31日から施行する。
- 2 令和5年1月30日までに交付要綱（令和4年9月5日付4都環公地温第1312号による制定の熱と電気の有効利用促進事業助成金交付要綱をいう。）第8条の交付申請がされたものは、令和5年1月31日の施行日にかかわらず、なお従前の例による。